

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第19号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第20号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第22号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木 裕厚生常任委員長。

(鈴木 裕厚生常任委員長登壇)

○鈴木 裕厚生常任委員長 厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

令和8年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

それでは、議案第12号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理運営を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、のがわクラブの会員ではない一般の方も使用することは可能かとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、一般の方でも1回当たり300円で使用可能であるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、使用申請の方法はとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、悪天候時は閉鎖しているが、通常時は事務所に申請いただくことになるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、事務所の営業時間はとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、午前8時から午後4時までで、冬期は天候によって変更があるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理を3年間とした理由はとの質疑がなされ、健康スポーツ課長か

らは、管理運営を行う団体の高齢化もあり、前回同様3年としたとの答弁を受けたところであり、ります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 長井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、料金設定は施設ごとに異なるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、国からの通知によると、1時間当たり300円を標準とし、事業者が設定することになるとの答弁を受けたところであり、ります。

さらに、委員からは、現在通園をしていない子供が対象となるが、障がいのある子供も同じように通園できるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、障がいがある子供も制度を利用できるとの答弁を受けたところであり、ります。

さらに、委員からは、障がいのある子供を受け入れる場合に、施設に加算はあるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、障がい児加算が1時間600円と設定がある。そのほかにも、子供の状況等により7種類の加算があるとの答弁を受けたところであり、ります。

さらに、委員からは、この事業の対象には児童発達支援センターも含まれるのかとの質疑があり、子育て推進課長からは、児童発達支援センターもこの事業の対象となっているとの答弁を受けたところであり、ります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第12号 指定管理者の指定についてから日程第9、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第15号 長井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 おはようございます。

令和8年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第13号 市道路線の認定について申し上げます。

本件は、県営農地整備事業に伴う1路線について、市道路線の認定を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 市道路線の廃止について

申し上げます。

本案は、県営農地整備事業に伴う1路線について、市道路線の廃止を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 長井市文化財保護条例の設定について申し上げます。

本案は、文化財保護法の規定に準じ、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。